

代理権授与通知書(代筆用住民票請求委任状)

裏面の記載例も
ご覧ください

- <注意>
- この委任状は代筆者が全て記入してください。
 - 代理人(窓口に来る人)は代筆者になれません。第三者に頼んでください。
 - 「委任内容」の □ に必ずチェックを入れてください。
 - 拇印の欄には、どの指でも大丈夫なので必ず本人(頼む人)の拇印をお願いします。
⇒拇印が無い場合は発行できません。
 - 代筆理由はできるだけ詳しく記入してください。代筆理由として不足があると発行できない場合があります。詳しくはご相談ください。
 - 住民票コード,個人番号の記載が必要な場合は使用目的を必ず記入してください。
⇒記載が無ければ発行できません。
 - 住民票コード,個人番号の記載されたものは代理人に直接お渡しできません。
⇒切手代を頂いて本人の住所地へ郵送します。

高知県須崎市長 様

令和 年 月 日

本人 (頼む人)	住所			
	氏名	生年月日	性別	
		明・大 昭・平	年 月 日	男・女
委任内容	<input type="checkbox"/> 記載事項証明 _____ 通 <input type="checkbox"/> 住民票…世帯全員 _____ 通 <input type="checkbox"/> 住民票…世帯一部(必要な人 _____) _____ 通			
	住民票、記載事項証明に { <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者の記載が必要 <input type="checkbox"/> 住民票コードの記載が必要 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)の記載が必要 }			
使用目的	_____ のために _____ に提出			

次の者を代理人として所定の権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住所			
	氏名	生年月日	性別	
		明・大 昭・平	年 月 日	男・女

代筆者	住所			
	氏名	生年月日	性別	
		明・大 昭・平	年 月 日	男・女
代筆理由				

本人(頼む人)の拇印

この委任状は本人の前で意思確認の上、作成されました。

記載例

代理権授与通知書(代筆用住民票請求委任状)

- <注意>
- この委任状は代筆者が全て記入してください。
 - 代理人(窓口に来る人)は代筆者になれません。第三者に頼んでください。
 - 「委任内容」の□に必ずチェックを入れてください。
 - 拇印の欄には、どの指でも大丈夫なので必ず本人(頼む人)の拇印をお願いします。
→拇印が無い場合は発行できません。
 - 代筆理由はできるだけ詳しく記入してください。代筆理由として不足があると発行できない場合があります。詳しくはご相談ください。
 - 住民票コード、個人番号の記載が必要な場合は使用目的を必ず記入してください。
→記載が無ければ発行できません。
 - 住民票コード、個人番号の記載されたものは代理人に直接お渡しできません。
→切手代を頂いて本人の住所地へ郵送します。

高知県須崎市 様

令和 元年 5月 1日

本人 (頼む人)	住所	高知県須崎市山手町1番7号		
	氏名	須崎 太郎	生年月日 明・大 昭・平 10年 4月 9日	性別 男・女
委任内容	<input type="checkbox"/> 記載事項証明 _____ 通 <input type="checkbox"/> 住民票…世帯全員 _____ 通 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票…世帯一部(必要な人 須崎 太郎) _____ 1 通			
	住民票、記載事項証明に <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・筆頭者の記載が必要 <input type="checkbox"/> 住民票コードの記載が必要 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)の記載が必要 			
使用目的	登記 のために 法務局 に提出			

必要な内容や枚数を必ず記入

次の者を代理人として所定の権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住所	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号		
	氏名	高知 花子	生年月日 明・大 昭・平 元年 1月 15日	性別 男・女

代筆者	住所	高知県須崎市山手町1番7号		
	氏名	須崎 一郎	生年月日 明・大 昭・平 50年 2月 26日	性別 男・女
代筆理由	できるだけ詳しく → 手が震えて自署できないため			

必ず本人(頼む人)の拇印
(どの指でも大丈夫です)

この委任状は本人の前で意思確認の上、作成されました。

